

## 令和7年度 加納中学校 部活動指針

### 第1章 指針制定の趣旨

- 第1条 令和4年12月に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、本指針を定める。

### 第2章 総則

- 第2条 前条に基づき、加納中学校における部活動とは、原則として授業日及び長期休業中の平日に行う活動と規定する。土日、祝日については、保護者会が運営するクラブ組織が主体となって活動する。
- 第3条 加納中学校には、以下の部活動を設置する。  
①軟式野球部 ②ハンドボール部 ③サッカー部 ④バスケットボール部男子  
⑤バスケットボール部女子 ⑥バレーボール部 ⑦バドミントン部  
⑧ソフトテニス部男子 ⑨ソフトテニス部女子 ⑩剣道部 ⑪合唱部 ⑫絵画部  
⑬ロボコン部
- 第4条 本規約は加納中学校のすべての部活動に所属する生徒及びその保護者に対して適用する。
- 第5条 本規約は、生徒の生きる力を育成するとともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図ることができるようにするために制定する。

### 第3章 部活動の顧問

- 第6条 第3条に定める部活動各部の顧問には加納中学校の教員を充てる。
- 第7条 第3条に定める部活動のうち、同一種目で男女別がある場合は、その両方を兼ねる顧問を充てる場合がある。

### 第4章 部活動の入部、退部及び転部

(入部の期間)

- 第8条 入部の期間は入部届の提出日から、年度終わりの3月31日までとする

(年度当初の入部及び再入部)

- 第9条 新2、3年生は、新年度の4月に入部届を改めて提出する。前年度から部活動を変更する場合には、第11条の定める流れを原則とする。新1年生の入部に際しては、入学時の4月に部活動オリエンテーションを行った後、数日間の部活動を経て、正式入部とする。なお、正式入部にあたっては、別に定める入部届を部活動主任の教員（以下、「部活動主任」を通じて校長に提出することとする。

(年度途中の入部)

- 第10条 年度途中に入部を希望する場合については、随時、別に定める入部届を部活動主任を通じて校長に提出することとする。

(退部)

- 第11条 一旦入部した部活動を、年度途中で退部することを希望する場合は、当該部の顧問及び学級担任等と十分な相談を行い、その上で別に定める退部届を顧問を通じて部活動主任に提出することとする。

(転部)

- 第12条 年度途中で転部を希望する場合は、第11条に述べる退部の手続きと第10条に述べる年度途中の入部の手続きの両方を行うこととする。なお、年度末の転部を希望する場合も、第11条及び第10条の規定により行うこととする。

### 第5章 部活動の組織

- 第13条 第3条に定める部活動各部において、生徒代表1名(部長)を選出することとする。なお、生徒代表は当該部の顧問が決定することを原則とする。

## 第6章 活動の約束等

第14条 部活動の練習時間及び活動場所については、部活動主任が毎月作成する「部活動月間計画表」によることとする。

第15条 学期中の平日は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

第16条 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は半日以内（3時間程度）とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うように配慮する。

第17条 定期テスト1週間前からその前日までは、部活動を行わないこととする。

第18条 部活動に起因する生徒指導上の問題行動が起きた場合、または学校生活において好ましくない問題等が起きた場合は、校長の判断で部活動を停止する場合がある。

第19条 第17条の規定を、特別な事情により免除することを希望する場合は、当該部活動の顧問が校長の許可を得ることとする。

## 第7章 事故及び怪我の対応

第20条 部活動中に事故、または怪我があった場合は学校教育活動の一環として対応する。

## 第8章 中学校体育連盟主催の大会等への参加

第21条 第3条に定める各部が、夏季の中学校体育連盟主催の大会や、岐阜県教育研究会の各部会主催の各種大会等に参加する場合は、顧問の推薦をもとに学校長が承認をした生徒が参加できることとする。なお、本条に述べる大会等が土日の場合も例外的に活動を許可することとする。

第22条 前条に定める大会への参加に伴う移動の方法については、各クラブの保護者会代表と顧問で協議の上、決定する。ただし、保護者会代表をおかない部活動については、部員の各保護者と顧問の協議によることとする。

## 第9章 部活動予算

第23条 部活動の運営にかかわる予算は、PTA部活動会計の消耗品費及び各部で徴収する部費を充てることとし、特別に徴収しないことを原則とする。

## 第10章 クラブ活動

第24条 第3条に定める部活動各部に所属する生徒及びその保護者が、土曜日及び日曜日や、祝日の活動を希望する場合、クラブ活動として実施することができる。

第25条 前条のクラブ活動を実施する場合は、別に定める『加納中学校 クラブ活動全体規約』に基づくこととする。

## 第11章 中学校体育連盟主催の大会参加における補助金

第26条 中学校体育連盟主催の県大会以上の大会に出場する際、参加費及び借上バスや公共交通機関を使用した場合の交通費（高速道路料金は含まない）、宿泊費をPTA会計から補助する。補助する金額は、これらの総額の1/4とする。ただし上限を10万円とし、岐阜市で開催される大会は参加費のみを補助対象とする。

令和6年11月11日 一部改正